

株式会社うすい百貨店他に対する買取決定について

平成15年10月31日
株式会社産業再生機構

株式会社産業再生機構は、下記の対象事業者について、株式会社産業再生機構法（平成15年法律第27号）第25条第1項に規定する買取決定を行いました。

1. 対象事業者の氏名又は名称
株式会社うすい百貨店
株式会社うすい本社
2. 買取りに係る債権の元本額（買取元本額：同意分は含まない）
4,537百万円
* 買取申込み等を求めた債権の元本総額 15,035 百万円の 30.2%に相当。
3. 信託の引受けに係る貸付債権の元本額
なし
4. 主務大臣の意見
意見なし

【お問合せ先】

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル 9階
株式会社産業再生機構 企画調整室
電話番号 03-6212-6437